



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社

代表者名 代表執行役社長兼最高経営責任者

イヴァン エスピノーサ

(コード:7201 東証プライム市場)

問合せ先 IR部 理事 ジュリアン クレル

(TEL 045-523-5523)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 126 回定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

2. 当社取締役会の意見

議案 1. 定款一部変更の件(上場関係会社の取扱いの検討に関する規定の新設)

当社取締役会は本株主提案議案に反対いたします。理由は以下の通りです。

当社は、上場子会社及び上場関連会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについて、各社の経営の独立性を尊重しながら企業価値向上を図るため、継続的に議論を積み重ねてきており、また上場子会社及び上場関連会社の少数株主との利益相反リスク等の懸念事項への対応についても真摯な検討を行っております。加えて、当社の上場子会社及び上場関連会社各社においても、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえ、取締役に占める独立社外取締役の割合が3分の1以上を満たす体制となっているほか、ガバナンス体制の実効性確保に関する各種方策を講じており、経営の独立性が確保されております。

上記検討結果に基づく上場子会社及び上場関連会社を保有する意義並びにグループ経営に関する考え方及び方針等については、コーポレートガバナンス報告書において十分かつ適切な開示を行っており、今後もこれらの事項について、適時適切に公表する予定です。

本株主提案は、上場子会社及び上場関連会社の取扱いに関する検討・開示という、取締役会がその時々における状況を踏まえて決定すべき個別具体的な事項を、会社の組織等の基本的な事項を定める定款において一律かつ固定的に定めることを求めており、かかる内容は一般的な定款の範囲を超えたものであり、経営環境の変化に応じた機動的な方針の策定・変更や業務執行の妨げともなりうることから、適切ではないと考えております。

上記に照らしまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

議案 2. 定款一部変更の件(上場廃止のおそれのある上場関係会社への対応方針の決定に関する規定の新設)

当社取締役会は本株主提案議案に反対いたします。理由は以下の通りです。

上記議案 1. 定款一部変更の件(上場関係会社の取扱いの検討に関する規定の新設)に対する取締役会の意見に記載の通り、当社は、上場子会社及び上場関連会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについて継続的に検討を行っております。

提案株主が指摘する日産車体株式会社(以下「日産車体」といいます)についても、同社の指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえて取締役会で選任された候補者については、同社の役員として中長期的な企業価値・株主価値の向上への適格性を検証の上、同社の株主総会において親会社として議決権を行使する等、同社の経営の独立性を尊重し株主共同の利益を害することが無いように努めています。

また、日産車体においても、過半数を独立社外取締役で構成された指名・報酬委員会も設置し、また、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成された取引モニタリング委員会を設置し、当社との一定の重要な取引の交渉内容について審議する等、少数株主との利益相反を回避する措置を講じております。

なお、日産車体は、当社が別途公表している通り、流通株式比率について 2024 年 3 月時点で東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たしていないものの、現在当該上場維持基準を満たすべく計画を策定しその着実な実行について開示しており、当社は引き続き同社の当該取り組みを注視しております。本株主提案は、上場廃止のおそれのある上場子会社及び上場関連会社への対応方針に関する検討・開示という、取締役会がその時々における状況を踏まえて決定すべき個別具体的な事項を、会社の組織等の基本的な事項を定める定款において一律かつ固定的に定めることを求めています。かかる内容は一般的な定款の範囲を超えたものであり、経営環境の変化に応じた機動的な方針の策定・変更や業務執行の妨げともなりうることから、適切ではないと考えております。

上記に照らしまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

議案 3. 定款一部変更の件(適正な株主総会を実現するために「是正役」を新設)

当社取締役会は本株主提案議案に反対いたします。理由は以下の通りです。

株主総会の運営において、議長は、会社法第 315 条に基づき、秩序維持権及び議事整理権を有しており、これらを適切に行行使することで、総会の運営を適正かつ円滑に進める職責を有しています。

本議案における「是正役」は、会社法をはじめとした法令に基づく役職ではなく、その資格要件を一定の個人株主に限定した上、かかる「是正役」としての個人株主の意見を議長が尊重しなければならないとしております。しかしながら、かかる「是正役」については、そもそも資格要件を個人株主のみに限定する理由が必ずしも明らかでないほか、当社の役職員等でもない一個人株主に対して当社の株主総会に向けた適切な事前準備を行うことを期待しがたいと考えられること、さらには、株主総会の運営を円滑かつ適切に進める法的義務を負っていないなど、「是正役」としての活動の適切さを担保する制度的保障も存在しないことなどに照らせば、実際に株主の総意を反映する形で適切に機能するかは不透明であり、むしろ、株主総会の運営を不必要に混乱させるリスクがあるものと考えられます。

当社の株主総会においては、例年、議長が適切に秩序維持権及び議事整理権を行使しています。具体的には、株主様からのご意見・ご要望から改善に取り組み、できるだけ多くの株主様からの質問に回答するために、事前質問の受け付けや総会の目的事項を議論するために十分な質疑応答時間の確保、透明性のある質問株主の選定方法の適用などを実施しており、今後も継続的な改善を実施することで、より良い株主総会の運営が継続できると考えております。

また、例年、当社の株主総会の議長は、株主から出された手続的動議について、その場で議場に諮るなど、適切に取り扱っております。本議案に係る「是正役」としての活動は、各出席株主において、適宜、手続的動議を出すことでも実現可能なものであり、その必要性がそもそも認められないと思料いたします。

なお、本議案における定款第 14 条の 2 第 4 項は、「是正役」自身の株主提案権や株式譲渡の自由を制限するものであるところ、このような定款の定めが会社法上、適法と整理し得るのかについても、少なくとも疑義が残るものと考えられます。

上記に照らしまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

議案 4. 取締役報酬の見直しに関する定款変更の件

当社取締役会は本株主提案議案に反対いたします。理由は以下の通りです。

当社は、指名委員会等設置会社という最も厳格な機関設計を採用しており、取締役の報酬決定については、会社法の定めに基づく現在の仕組みにおいて、株主の利害を踏まえた十分なガバナンスが既に効いている状態にあるといえます。実際、当社では、報酬委員会の全員を独立社外取締役とするほか、会社法に従い、取締役の報酬水準、報酬の構成及び変動報酬の目標設定等について適切な審議を経て決定し、また、報酬の設定にあたっては、当社と同様の事業規模と事業展開上の複雑性を有するグローバル企業群を参照し、ベンチマーク企業群の報酬水準の動向も踏まえ、その妥当性を都度報酬委員会にて確認しています。

当社では、社外取締役をはじめとした、執行役を兼務しない取締役の報酬については、基本報酬に各人の役割に応じた報酬を加算した固定報酬のみの構成としています。特に社外取締役については、経営陣に対する監督機能を発揮することが期待される立場として独立性が求められることから、上記のような報酬の仕組みは一般的なもの認められており、社外取締役の報酬を株価ひいては業績と連動させることについては、経営陣に対する監督機能の弱体化につながる懸念が指摘されているところでもあります。

執行役を兼任する取締役に対する報酬は、全て執行役としての報酬とされており、固定報酬である基本報酬に加え、単年度で設定する経営目標達成度に連動する年次賞与及び業績連動型のキャッシュプラン(LTIP)と譲渡制限付株式ユニット(RSU)の2種類からなる長期インセンティブ報酬で構成された変動報酬を設定し、さらに役位が上位の執行役ほど、総報酬に占める変動報酬割合が高くなるように設定することにより、業績目標達成及び株主価値の向上等に対し動機付けられる設計としています。また、2024年度からは、執行役の業績連動型のキャッシュプランの指標に株主総利回り(TSR)を指標に追加し、株主価値をより一層高めるよう見直しています。

上記の通り、執行役の報酬制度については業績や株価が報酬に連動するよう設計し、取締役については、現在は業績や株価に連動する報酬制度は対象外とした報酬制度としていますが、外部環境の変化を踏まえながら不断の努力により改善を図っている中、定款という会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範において、本議案のように取締役の報酬について一律のルールを盛り込むことは、その時々における個別具体的な事情に応じた報酬決定やその改善を阻害する可能性もあり、適切ではないと考えております。

さらに、会社法上、指名委員会等設置会社における取締役の報酬は、報酬委員会が決定することが法定されているところ、同委員会の決定権限や決定内容を制約・変更することを企図した本議案の内容の適法性については、少なからず疑義が残ります。

上記に照らしまして、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

議案5 期末配当実施に関する件

当社取締役会は本株主提案議案に反対いたします。理由は以下の通りです。

当社は、株主還元方針として、中長期的な成長の実現に向けて、継続的な業績拡大と財務健全性を維持しつつ、株主還元の強化及び資本効率の向上を目指しております。また、配当金につきましては、営業利益、当期純利益、自動車事業フリーキャッシュフロー、及び自動車事業ネットキャッシュの水準等を総合的に勘案し、決定しています。

2025年3月期につきましては、6,709億円もの当期純損失を計上し、また、自動車事業フリーキャッシュフローも2,428億円のマイナスとなっていることから、2025年4月24日付「剰余金の配当に関するお知らせ」において、2025年3月期の期末配当金を見送る決定を発表いたしました。

また、2025年5月13日付で発表した2026年度の業績見通しにおいても、米国の関税政策による環境の不確実性を踏まえ、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益について未定としている状況であることから、日産経営再建計画「Re:Nissan」の実行に注力し、事業パフォーマンスを改善し、キャッシュの保全にフォーカスした措置を講じることが適切であると思料いたします。

上記に照らしまして、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

株主提案の内容

株主提案の内容及び株主提案の理由につきましては、提案株主様から提出された株主提案権行使書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

議案 1 及び議案 2 は、株式会社ストラテジックキャピタルからのご提案によるものです。

以下の 1 及び 2 の議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決又は否決により、定款変更議案として記載した各章又は各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/7201-NISSAN.pdf>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

(会社注)上記「1 及び 2 の議案」とは、議案 1 及び議案 2 を指しております。

議案 1. 定款一部変更の件(上場関係会社の取扱いの検討に関する規定の新設)

(1) 株主提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 上場関係会社（上場関係会社の取扱いの検討）

第35条 当社の取締役会は、発行する普通株式が国内証券市場に上場している当社の連結子会社及び持分法適用会社(以下「上場関係会社」という。)について、当社による完全子会社化若しくは吸収合併、当社が保有する上場関係会社株式の売却又は現状維持の各選択肢のいずれが当社及び各上場関係会社の株主価値及び企業価値向上に資するか、少なくとも年1回以上の頻度で定量的に比較検討し、当該検討が行われた後速やかにTDNetを通じて検討結果を開示する。

(2) 提案理由

当社は、2025年3月期末のPBRが0.23倍、信用格付けは投機的水準と、経営危機に直面しており、構造改革が急務な状態にある。また、昨年は下請法違反について勧告も受けており、法令遵守のための経営改革も求められている。

しかし、当社は、その事業と密接な関係を有する上場関係会社を有しており、当社にとって最善である構造改革及び経営改革が、上場関係会社にとっても最善である保証はなく、当社は上場関係会社の少数株主との利益相反リスクへの配慮という足枷とともに構造改革と経営改革を行わなければならない。

以上の観点からすると、当社は、上場関係会社の株式を保有し、影響力を行使することが、当社及び上場関係会社の株主価値向上に資するか再考する必要がある。

そこで、上場関係会社の株式について、どのような方針を決定・実行することが当社及び上場関係会社の企業価値及び株主価値に資するのか、取締役会に検証することを求める。

議案 2. 定款一部変更の件(上場廃止のおそれのある上場関係会社への対応方針の決定に関する規定の新設)

(1) 株主提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

(上場廃止のおそれがある上場関係会社に係る対応方針の決定)

第36条 当社の上場関係会社(日産車体株式会社(以下「日産車体」という。))を含むが、これに限らない。)の発行する普通株式が証券取引所の定める上場維持基準に抵触した場合又は抵触のおそれがあると合理的に判断された場合、当社の取締役会は、当社による完全子会社化若しくは吸収合併又は当社が保有する上

場関係会社株式の売却を含む、当会社及び当該上場関係会社の少数株主の利益を保護とするための具体的な対応方針を速やかに決定し、決定後速やかにTDNetを通じて当該方針を開示する。

(2) 提案理由

当社にとって日産車体は、実態として当社工場の一部に過ぎず、独立した会社として上場している意味はない。しかも、当社の株式保有により、日産車体は上場廃止の危機にあるうえ、日産車体が上場している限り、当社の経営は、日産車体との利益相反リスクへ配慮したものとならざるを得ない。

日産車体の立場から見れば、2022年の株主総会において少数株主の72%が反対したにもかかわらず、未だに891億円もの資金を預け金又は貸付金として当社に提供させられている。また、日産車体は売上高の98%を当社に依存しているが、その利益率は業界最低水準であり、当社に搾取されていると評価するほかない。

従って、日産車体の上場を維持し続けることは、それ自体、当社のグローバル企業としての評価を下げる行為にはかならない。

そこで、日産車体の少数株主の利益保護のためにも、日産車体への対応方針を取締役会において決定することを求める。

議案3は、2名の個人株主様からのご提案によるものです。

議案3 定款一部変更の件(適正な株主総会を実現するために「是正役」を新設)

(1) 株主提案の内容

定款第14条に第二項を追加し、定款第14条の2を新設する。

追加する項目および新設する条文の具体的内容は以下のとおり。

第14条

- ① 株主総会の議長は、～(中略)～他の執行役がこれに当たる。
- ② 議長は、次条で定める是正役が出席する株主総会において、是正役の意見を尊重して株主総会の秩序の維持及び議事の整理を行う。

第14条の2

- ① 是正役は、次の第一号から第三号で掲げる判断について、株主総会の場で議長に意見することができる。
また、是正役は、第四号で掲げる文書を作成して、当会社に提出することができる。
 - 一 株主からの質疑を終了する判断
 - 二 議案の可決あるいは否決に関する判断
 - 三 株主からの質問に対する回答について、適切さに関する判断
 - 四 是正役記録(是正役として参加した株主総会の記録)
- ② 当会社は、次項で掲げる条件を満たす株主の中から是正役を指名して全株主に告知し、前項で掲げる是正役の権限を行うために必要十分な便宜を提供する。
また、株主総会の翌日から起算して14日以内に是正役から提出された前号第四号で掲げる文書は、株主総会議事録の一部と看做して、会社法第318条に基づく閲覧・謄写の対象とする。
- ③ 是正役は、次の各号で掲げる条件を、全て満たした者(代理人を立てることは認めない。)とする。
 - 一 株主総会の基準日時点で、1年以上継続して100個以上の議決権を有する個人株主
 - 二 次に示す事項に当たらない個人株主
 - A 当会社の従業員(派遣会社から派遣される従業員を含む)及び重要な委託業務先従事者(監査法人、顧問弁護士など)
 - B 当会社の役員(役員経験者を含む)
 - C 関係会社(子会社、重要な取引先、1%以上の大株主など)の役員(役員経験者を含む)
 - D 上記B・Cに該当する者の二等身以内の親族
 - 三 次に示す期限日までに、是正役として立候補する文書を、当会社に提出した個人株主
 - A 定時株主総会… 第13条の基準日から起算して21日後まで

B 臨時株主総会… 臨時株主総会日から起算して8日前まで

④ 是正役は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 会社法第303条並びに第304条の議案提案権の行使

二 株主総会において、他の株主と同様に質問する権利の行使

三 是正役の立候補から株主総会日まで、当会社株を売買(贈与又は贈与を受ける行為を含む)する行為

⑤ 当会社は、是正役が前項各号に掲げる禁止行為を行った場合、株主総会の終了までに、是正役としての指名を取り消すことができる。

(2) 提案理由

本提案で求める「是正役」という役職は、会社法に規定されている役職ではありません。日産自動車が独自に任意の役職を設けることを提案するものです。当然ではありますが、会社法は任意の役職の創設を禁止してはいません。株主総会の適切な運営のために、取締役側(経営者側)が事務局を設けているのと同様、適法です。

「是正役」の新設を提案する目的は、会社法第295条(株主総会の権限)、第314条(取締役等の説明責任)の実質が、大きく失われている現実を、改善・是正することにあります。

まず、過去の株主総会において、【会社提案】と表記されている議案は、正確には取締役会の提案です。株主総会と取締役会は、両方とも会社の一機関であり、取締役と株主の内、一方のみを会社と同一視する認識は会社法の内容と異なります。このような会社法の内容と異なる認識の表記は、日産自動車だけでなく、日本の株主総会全般で広く使用されています。しかも、質疑がされることなく【会社提案】が決議されることが多く、その一方で、数少ない株主提案が決議されることは極めて稀なことです。

実質的には、主要な大株主に事前説明をし、そして了承を確認した上で、取締役会は議案提出しているものと想像できます。つまり、取締役会で決定(会社法第295条第3項違反が疑われる。)しているもので、形式的に株主総会を経る体裁を保っているに過ぎません。そうした形骸化を端的に現しているところが、会場内の拍手の音量で裁決を判断するなどの不合理が状況です。また、質問に対する不適当な回答がされるなどといった状況になっています。

もっとも、主要な大株主から賛成を得られる見込みのある議案を提出すべく、取締役会が尽力する事自体は妥当であると考えています。しかし、だからといって株主総会の形骸化に、妥当性はありません。出資者たる株主は、会社法全体の解釈から監督・是正権を有しています。その監督・是正権を健全に発揮し、過去に生じたゴーン・ショックなど、取締役不祥事を牽制・防止するためにも、株主総会の形骸化を防ぎ、改善すべきです。そのために、「是正役」の新設を提案します。

ここまで、「是正役」の提案理由である。「是正役」の具体的内容については、定款第14条の2第1項各号に焦点を絞って、株主総会場で説明します。

議案4及び議案5は、1名の個人株主様からのご提案によるものです。

議案4 取締役報酬の見直しに関する定款変更の件

(1) 株主提案の内容

当社定款に以下の条項を追加することを提案いたします。

第〇条(報酬連動制)

取締役の報酬は、株主総会の承認を得て決定される。ただし、当社株価が前年度末比で10%以上下落した場合、当該年度の報酬総額は自動的に20%以上削減されるものとする。

(2) 提案理由

報酬水準が一部削減されたとはいえ、依然として高水準であり、株価や業績との連動が明確に担保されていない。報酬制度に責任と緊張感を持たせ、株主との利害を一致させる必要がある。

議案5 期末配当実施に関する件

(1) 株主提案の内容

令和6年度の期末において、普通株式1株につき20円の配当を実施するとともに、中間配当についても速やかに

方針を示すことを求めます。

(2) 提案理由

無配が続く現状では、株主への誠実な利益還元が果たされていません。中間配当についても未定のままであり、信頼回復のためには、株主への利益還元方針を明確にすることが必要です。

以上